

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国際農林水産業研究センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
植林CDMを活用した低炭素型農村社会の構築手法の開発	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成25年7月1日	Consulta Sol Naciente SRL (パラグアイ国)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	8,700,000	-	0人	広く公募を行い、企画提案のあった機関について、委託研究審査委員会により審査を行い、左機関を選定した。	19	
トウモロコシ-小麦作付け体系における循環型有機資材投入技術の開発	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成25年7月10日	中国農業科学院農業資源 与区画研究所 (中華人民共和国)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	1,400,000	-	0人	本業務の実施にあたっては、土壌栽培に関する専門知識を有する研究員の配置に加えて、現地の状況を熟知し、現地政府関係機関等との調整能力が不可欠である。当該機関は、前述の条件を全て満たすことから選定した。	19	
「サブサハラアフリカの稲作体系における在来資源を用いた土壌肥沃度改善」における圃場試験実施ならびに農家の社会経済学的調査	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成25年8月1日	ガーナ開発研究大学 (ガーナ国)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	1,298,000	-	0人	当該機関は、ガーナ北部のノーザン州の州都タマレを拠点とし、北部地方での研究教育活動の一つの中心となっている。農学部には優秀な教員及びスタッフを配置し、稲作関連の研究者も多く、本業務の実施にあたり十分な能力を有すると認められるため選定した。	19	
「サブサハラアフリカの稲作体系における在来資源を用いた土壌肥沃度改善」における圃場試験実施ならびに土壌分析業務	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成25年8月1日	ガーナ土壌研究所 (ガーナ国)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	1,099,600	-	0人	当該機関は、ガーナ国科学工学研究委員会(CSIR)の傘下に属し、ガーナ中南部のアジャンティ州の州都クマンを拠点としたガーナ唯一の土壌科学を専門とする農業関連試験研究機関である。土壌生成物理学から土壌化学、肥沃度論、地域資源論、土壌微生物学に至る優秀な研究者を多く配置しているため選定した。	19	
会計監査業務等	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成25年8月1日	新日本有限監査法人 (東京都千代田区内幸町2-2-3)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	7,270,200	-	0人	広く公募を行い、企画提案のあった業者について、会計監査人選定委員会において審査を行い、左法人を選定した。	19	
JIRCAS国際シンポジウム他会場施設使用	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成25年8月29日	国際連合大学 (東京都渋谷区神宮前5-53-70)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	1,584,400	-	0人	当シンポジウムは、JIRCAS発足20周年の節目にあたり、広く国内研究機関、大学、行政機関、産業界に対象範囲を広め、参加を呼びかけている。国連大学は世界レベルの研究・教育及び能力育成を行う機関として、世界的にトップレベルの学術機関であり、近年、世界的にも研究成果の評価が高まりつつある我がJIRCASにおいて、広く国内外に研究成果をアピールするため国連大学を選定した。	19	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国際農林水産業研究センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報掲載料	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成25年9月30日	茨城県官報販売所 (茨城県水戸市南町2-6-37)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,567,026	-	0人	茨城県において、官報掲載に係る唯一の申込先であるため。	19	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」